

御社の「人材」を「人財」に変えるお手伝いをいたします

office TOKEN TOKEN 通信

2023/No.1

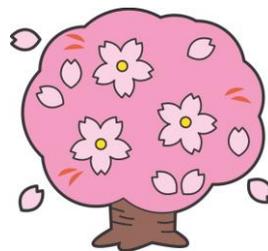
東京都目黒区原町2-13-2

特定社会保険労務士 田邊 武範
行政書士

TEL 03-3714-6916 FAX 03-3715-5163

URL . <http://www.office-token-sr.com/>

E-mail . tanabe@office-token-sr.com



① 令和5年度雇用保険料率のお知らせ(前年度より変更がございます)

令和5年度の雇用保険料率につきましては**労働者負担分、事業主負担分、共に1/1000の引き上げ**になります。

	労働者負担	事業主負担	雇用保険二事業の		雇用保険料率
			失業等給付の 保険料率	保険料率	
一般の事業	6/1000	9, 5/1000	6/1000	3, 5/1000	15, 5/1000
農林水産 清酒製造の事業	7/1000	10, 5/1000	7/1000	3, 5/1000	17, 5/1000
建設の事業	7/1000	11, 5/1000	7/1000	4, 5/1000	18, 5/1000

いつのお給料から保険料が上がるの???

令和5年4月1日以降に締日が到来する給与からになります。

例えば…

- ・月末締め 翌月10日支払いの場合 - 5月10日支給分(4月1日~4月30日分の給与)より変更になります。
- ・15日締め 当月25日支払いの場合 - 4月25日支給分(3月16日~4月15日分の給与)より変更になります。

② 令和5年3月分(4月納付分)から協会けんぽの保険料率が改定されました。

令和5年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は**本年3月分(4月納付分)**からの適用です。

	令和5年2月まで	令和5年3月~
健康保険料率(東京支部)	9, 81%	10, 00%
健康保険料率(神奈川支部)	9, 85%	10, 02%
健康保険料率(埼玉支部)	9, 71%	9, 82%
健康保険料率(千葉支部)	9, 76%	9, 87%
健康保険料率(栃木支部)	9, 90%	9, 96%
健康保険料率(群馬支部)	9, 73%	9, 76%
健康保険料率(茨城支部)	9, 77%	9, 73%
介護保険料率	1, 64%	1, 82%

給与計算の際は控除する保険料の金額にご注意ください。

裏面へ続く…

③ 令和5年度からの障害者法定雇用率の設定等について。

従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を法定雇用率以上にする義務があります。

この法定雇用率は障害者雇用促進法に基づき、**少なくとも5年毎に労働者に対する障害者である労働者の割合の推移を勘案して設定**することとされています。

現行の雇用率は、平成30年4月からの雇用率として設定されており、令和5年度からの雇用率を設定することになっております。

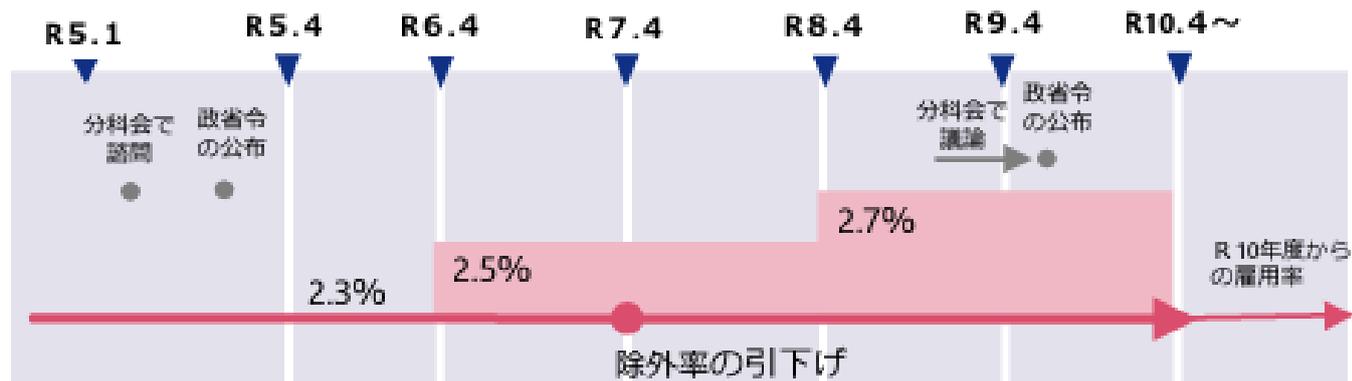
① 法定雇用率が引き上がります

令和5年度からの障害者雇用率につきまして労働政策審議会障害者雇用分科会の発表では

・令和5年度からの障害者雇用率は、2.7%とする。
ただし、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、**令和5年度においては2.3%で据え置き、令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%と段階的に引き上げる**こととする。

・国及び地方公共団体等については、3.0%（教育委員会は2.9%）とする。
段階的な引上げに係る対応は民間事業主と同様とする。

とし、急激な法定雇用率の引き上げについては、対応することの難しさもあるため計画的な雇入れができるように、段階的に引き上げられることになりました。



以上、段階的とはいえ大きな引上げになるため、法定雇用率を下回る企業は障害者雇用を進めていく必要がございます。

② 障害者雇用における除外率って???

障害者雇用促進法では、障害者の職業の安定をはかるために法定雇用率が設定されています。しかし、障害者の方が働くことが難しいと認められていた**業種・職種※**に限り、法的にも本来の障害者雇用義務より少ない人数しか雇わなくてかまわないとする、「除外率制度」「除外職員制度」という特例が存在します。

※例えば、船舶運航業や小学校など、障害者を雇用しにくいとされる業種では、従業員数を計算する際に設けている除外率(5~80%)を設定しております。

③ 除外率の引き下げについて

この除外率制度は、平成14年の障害者雇用促進法改正により廃止する方向性が示されましたが、特例措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされてきました。

それに伴い、平成16年4月と平成22年7月にそれぞれ一律に10ポイントの引下げが実施されています。

尚、令和5年度からの除外率の引下げ時期について、労働政策審議会障害者雇用分科会の発表では「雇用率の引上げの施行と重ならないよう、令和7年4月とする。」としております。